

個人情報保護委員会（第 365 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 8 月 19 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、穴戸委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、松谷総務課長、
香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、安藤参事官

4 議事の概要

- (1) 議題 1：KDDI 株式会社及びインターネットサービスプロバイダに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

穴戸委員から「KDDI 株式会社における安全管理措置の不備について、不備項目の認定理由を説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」のうち、どの項目で指導を行うかは、事案に即して判断している。本件の事実関係を踏まえ、現在の項目で指導することとした」という旨の発言があった。

穴戸委員から「消費者等のメールサービス等の利用者への手当てについて、どのような関係機関と連携する予定があるのか、説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「公表資料の周知については、当委員会の HP での公表に加え、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の関係機関等と連携し、周知することを予定している」旨の発言があった。

藤井委員から「本件に関する情報は、関係各所に対して適切に展開される必要があると考える」旨の発言があった。

手塚委員長から「この知見をどのように外部と共有するかという点は、まだ我々も課題の途中であり、個人情報保護委員会が収集した情報を共有する考え方や仕組みを他の省庁とともに考える必要がある」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

- (2) 議題 2：令和 6 年 12 月 25 日付け注意喚起後のレセプトデータ等の利活用に関する調査結果について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「令和6年12月の注意喚起後、その内容が十分に踏まえられていない事案が確認された場合には、権限行使をすることも考えられる。本件は、前回と法的枠組みが一部異なるものの、実態は同じとも言える。今後様々なバリエーションのスキームが出てくることも想定され、その意味では本件は権限行使の対象となり得るものであったと考える。ただし、契約時期等の事情も考慮し、今回の注意喚起という事務局案に賛同する。

令和6年12月の注意喚起においては、留意事項として3点挙げている。1点目は利用目的の特定、2点目が利用目的に沿った利用・提供かどうかの検討（成果物がどのように還元されるのかという点も含む）、3点目として、事業者との契約内容の十分な検討である。地方公共団体による本件のようなスキームに関わる法令やガイドラインがない中、今後もこの整理を踏襲していくべきである。その意味では、今回の注意喚起は整合しており、妥当なものであると考える。

通常、地方公共団体のレセプトデータ等の保有個人情報の利用目的は、保健事業の計画立案等といった幅広い内容になっている例が多く見られる。そのような漠然とした利用目的だけでは、その求める成果も曖昧になりがちであることから、個別の事業や契約において、可能な限り利用目的を特定して、還元される成果との関係を明確にするよう指導していただきたい」旨の発言があった。

木田委員から「地方公共団体は、行政事務の過程で保有している住民の個人情報を厳格に管理して、住民の権利利益を守らなければならないことは言うまでもなく、レセプトデータ等についても取扱いに細心の注意を払う必要があり、今回の注意喚起は時宜を得たものと考えている。一方で、レセプトデータ等は、創薬をはじめとする国民の健康増進のための有効活用が期待され、個人情報の匿名加工など、情報の保護に万全を期した上で、必要な関係者に共有されていくことが推進されるべきであるとも考える。今回の事案は、匿名加工等の技術が広がる中で出てきた新しいデータ処理をめぐる法解釈に関わるものであるため、データの保有者、加工者、利用者の三者が、直ちに同じ認識に立つことにはなりにくかった事案であると考えている。今後、十分な信頼性を持って利活用が進む仕組みの構築や運用の可能性についても、事務局として検討を進めていただくことを期待する」旨の発言があった。

藤村委員から「今回の注意喚起に関しての施策について、問題はないと認識している。

利用目的の範囲の検証については、事業者等から地方公共団体への報告・フィードバックが非常に大切な手段であると理解している。これは、令和6年12月の注意喚起の趣旨も踏まえているものと認識している。本注意喚起の趣旨を、事業者にも、是非広く理解していただきたい。当委員会が積極的

に周知を行い、再発防止するとともに、行政機関等向けのガイドラインや事務対応ガイドにおいて、具体的な手段や報告、フィードバックを受けること等を例示してほしい。それにより、利用目的の範囲の検証の重要性の再認識につながっていくと考えている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(3) 議題3：オプトアウト届出事業者に対する実態調査の結果及び今後の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「今回の調査は、令和5年の調査に続いて、2度目の調査であると聞いている。令和8年改正法で、オプトアウトに係る規律が厳しくなる予定であることも考慮すると、現時点で、調査結果に基づく注意喚起を行うことは適切であると考え。また、今回は、調査に未回答、又は回答が不十分であったオプトアウト届出事業者に対して、報告徴収・立入検査をした結果、特殊詐欺グループ等に関連する事業者が特定された実績もあることから、今後、調査結果を有効活用して、追加調査をしていただきたいと考えている。

注意喚起の4について、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することが法令に規定されているが、過去の諸案件を見ると、自らの個人情報名簿屋によって提供されていること自体を認識していないと思われるケースが多いと見受けられる。法令では、オプトアウト届出事業者は、届出事項を本人に通知、あるいは本人が容易に知り得る状態に置くこととされているところ、今回の調査結果では、自社のホームページに掲載しているという回答が多かったということだが、回答の中には具体性がないものがあったとも聞いている。ガイドラインに定めるように、本人の求めを受け付ける方法、例えば、ホームページ上の指定フォームや電話番号等が明確に記載され、本人が第三者提供の停止の求めを適切にできるようになっているかどうかも含めて、今後確認していただきたい」旨の発言があった。

藤井委員から「任意回答とはいえ、回収率が71.6%で、74の事業者・個人が未回答となっていることについては、事務局としてどう考えているのか」という旨の発言があった。

これに対し、事務局から「今回の調査は、前回と比較して、調査対象の母数が増えているということがある。また、調査の回答を依頼する中でも、既にオプトアウトによる第三者提供を行う目的として実施している事業を終了しているという回答もあった。それ以外の、回答がない団体については、

今後、追加調査等を行う中で、状況の把握に努めていきたいと考えている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(4) 議題4：第6回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルについて

事務局から、資料に基づき報告を行った。

手塚委員長から「国会審議の関係で、私自身は第6回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルへの参加を見送ったが、ただいまの報告を踏まえ、私から2点ほどコメントしたい。

第1に、当委員会がアメリカFTCと共に共同議長を務める執行協力作業部会において、当委員会が主導して昨年12月に採択された執行事例共有フォーマットに係る議論が進展していることを嬉しく思う。同フォーマットは、現在、昨年のラウンドテーブル議長国であるカナダプライバシーコミッショナーオフィスの公式サイトにおいて公開されているが、今後、G7DPAG、GPAやAPPA等のほかのフォーラムに向けて展開していくこととなる。また、同フォーマットを用いてG7DPAの間で公開された執行事例を集積するためのレポジトリを構築することとなった。G7内で効果的に情報共有できるよう、引き続き本取組において主要な役割を果たしていければと考えている。

第2に、年齢認証についてコメントする。年齢認証は、近年国内外で注目されているオンラインにおけるこどもの保護に関連する重要なテーマである。先の第221回国会において、16歳未満の者が本人である場合に関する新たな規律を個人情報保護法に新設する改正法が可決された。そのため、今後我が国においても、オンラインサービスを提供するに際して、デジタルの世界で年齢を確認し認証する方法についての議論を避けて通ることはできない。

そうしたところ、第6回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおいて採択された「プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明」は、確実に年齢を確認し認証をすることの要請と緊張関係にある個人情報又はプライバシー保護の要請について論ずるものであり、重要な意義を有するものとする。

そのため、当該声明の内容及び当該声明において言及された先行的取組も大いに参考にしつつ、年齢認証の在り方について検討して参りたい。

引き続きG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおける取組に積極的に関与していきたい」旨の発言があった。

以上